

通所介護重要事項説明書
＜ 令和8年 9月 1日 現在 ＞

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-38-6344（午前8時15分～午後5時15分まで）
担当 生活相談員 玉城 満成
＊ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. みづほの里デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	みづほの里デイサービスセンター
所在地	群馬県太田市牛沢町155-1
介護保険指定番号	通所介護（指定番号:群馬県1070500382）
サービスを提供する対象地域＊	太田市

＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	(社福)施設長	1名(1)	名()	特養施設長兼務	1名(1)
生活相談員	介護福祉士	2名(2)	名()	介護員兼務(1名)	2名(2)
機能訓練指導員	理学療法士、 正、准看護師	2名(1)	名()	看護師・准看護師兼務	2名(1)
事務職員		1名()	名()	特養事務員兼務	1名()
管理栄養士	管理栄養士	1名()	名()	特養管理栄養士兼務	1名()
介護・ 看護 職員	看護師	2名()	名()	機能訓練・介護員兼務	2名()
	准看護師	名()	名()	機能訓練・介護員兼務	1名()
	介護福祉士	5名(1)	2名()	生活相談員兼務	7名(1)
	社会福祉主事	名()	名()	介護職員	名()
	実務者・初任者研修修了者	名()	名()	介護職員	名()
	その他	名()	名()		名()

()内は男性再掲

(3) 同センターの設備の概要

定員	40名	静養室	1室 3床
食堂兼機能訓練室	1室 171.25㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽、 リフト浴槽があります。	送迎車	7台

(4) 営業時間

月～土	午前8:15～午後5:15
日	定休日
＊ 12月31日から1月3日は休業	

※ 時間外、休日、夜間の連絡先(特別養護老人ホーム みづほの里 0276-38-3200)

3. サービス内容

- | | |
|--------------|--|
| ① 送迎 | 契約時にご相談した、時間・場所へ送迎します。 |
| ② 健康管理 | 体温や血圧などの状態をチェックいたします。 |
| ③ 食事 | 食べやすい形態をお選びいただけます。
普通食・お粥・おにぎり・きざみ・ミキサー、など
糖尿病食・減塩食なども、ご相談下さい。 |
| ④ 入浴 | お体の状態にあった浴槽で、入浴していただきます。
入浴前に体調のチェックをします。 |
| ⑤ 排泄介助 | 必要な介助を行います。 |
| ⑥ 機能訓練 | 通所介護計画に沿ったリハビリをおこないます。 |
| ⑦ 生活相談 | 利用者の生活全般に関わるご相談に応じます。 |
| ⑧ レクリエーション 等 | |

4. 料金

(1) 利用料金

○基本料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

〔施設等の区分：通常規模型事業所〕

契約時間 介護区分	介護保険適用時の1日あたりの利用料金					
	5時間～6時間		6時間～7時間		7時間～8時間	
	利用料金	自己負担額	利用料金	自己負担額	利用料金	自己負担額
要介護度1	5,700円	570円	5,840円	584円	6,580円	658円
要介護度2	6,730円	673円	6,890円	689円	7,770円	777円
要介護度3	7,770円	777円	7,960円	796円	9,000円	900円
要介護度4	8,800円	880円	9,010円	901円	10,230円	1,023円
要介護度5	9,840円	984円	10,080円	1,008円	11,480円	1,148円

*送迎代は、基本料金に含まれております。

*上記の契約時間以外に、3時間～4時間、4時間～5時間のサービス時間もあります。

*自宅と事業所の送迎を行わない場合、片道につき基本単位より47単位を減算いたします。

*同一建物に対する減算 1日につき94単位を所定単位数から減算

○サービス利用料金（加算）

内容	単位数	自己負担額 (1割負担)	自己負担額 (2割負担)	自己負担額 (3割負担)	備考
①入浴介助加算(Ⅰ)	40単位/日	40円	80円	120円	いずれ か算定
②入浴介助加算(Ⅱ)	55単位/日	55円	110円	160円	
③科学的介護推進体制加算	40単位/月	40円	80円	120円	
④栄養アセスメント加算	50単位/月	50円	100円	150円	
⑤栄養改善加算	200単位/回	200円	400円	600円	
⑥口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位/回	20円	40円	60円	いずれ か算定
⑦口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位/回	5円	10円	15円	
⑧口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位/回	150円	300円	450円	いずれ か算定
⑨口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位/回	160円	320円	480円	
⑩個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56単位/日	56円	112円	168円	いずれ か算定
⑪個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76単位/日	76円	152円	228円	
⑫個別機能訓練加算(Ⅱ) 利用者の生活機能向上を目的とする訓練	20単位/月	20円	40円	60円	
⑬ADL維持加算(Ⅰ)	30単位/月	30円	60円	90円	いずれ か算定
⑭ADL維持加算(Ⅱ)	60単位/月	60円	120円	180円	
⑮認知症加算	60単位/日	60円	120円	180円	
⑯中重度者ケア体制加算	45単位/日	45円	90円	135円	
⑰生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/日	100円	200円	300円	いずれ か算定
⑱生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/日	200円	400円	600円	
⑲サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 介護福祉士が 70%以上配置、もしくは勤続10年以上の介護職員が 25%以上配置。	22単位/日	22円	44円	66円	
⑳介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月当たりの総利用単位数の 12%				

地域区分単価 太田市は「7級地」となり、1単位の単価は10.14円となります。

太田市は「7級地」となり、1単位の単価は10.14円となります。

○ その他

- ①食事提供費 1食あたり 680円です。(おやつ代含む)
- ②特別食事代 自己負担です。
- ③介護用品代 おむつ代100円・リハビリパンツ代80円
- ④その他 レクリエーション・行事等にかかる費用等は、自己負担となる場合があります。

(2) 社会福祉法人による減額

当法人は、社会福祉法人による利用者負担減免甲出を行なっておりますので、該当する利用者は『社会福祉法人等利用者負担減免確認証』を提出して下さい。

(3) キャンセル料

利用日前日までに申し出がなかった場合は、キャンセル料として基本料金(自己負担相当額)と食事提供費のそれぞれの50%をお支払いいただきます。ただし体調不良など正当な理由がある場合にはキャンセル料はいただきません。

(4) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までに利用料支払窓口等でお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。
通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 次の場合はご連絡下さい。

- ・お客様のご都合でサービスを終了するとき(この場合、7日前までにお申し出下さい。)
- ・お客様が介護保険施設に入所したとき
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援状態もしくは非該当と認定されたとき
※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様がお亡くなりになったとき

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

- ・人員不足等のやむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

6. 当センターのデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当デイサービスセンターは、介護保険法ならびに老人福祉法の理念に基づき、支援や介護を必要とする在宅高齢者の方々が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように有効適切な支援をすることを基本方針として、各種の通所介護サービスを提供いたします。特に、介護保険給付対象サービスに限らず保険対象外サービスについても利用者やその家族等のニーズに対応した幅広いサービスの提供に努め、ご家族の身体的、精神的な介護負担の軽減に寄与いたします。「やさしさと思いやり」を介護理念として、サービスの質的向上のため全職員一丸となって取り組み、より良い介護サービスの提供に最善をつくします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	無	
従業員への研修の実施	有	年1回 以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 ご都合により送迎時間を変更する場合は、当日午前8:15までにご連絡ください。
- ・体調不良等による
サービスの中止・変更 当日午前8:15までにご連絡ください。
- ・食事のキャンセル 当日サービス利用開始時にお申し出ください。
- ・時間変更 ご契約の時間を超えてご利用いただく場合は、別途料金をいただきます。
- ・設備、器具の利用 本来の用途に従って自由にご利用いただけます。

7. 事故発生時、緊急時の対応方法

(1) 事故発生時の対応方法について

当事業所はサービス提供中に利用者に事故が発生した場合は、県及び市町村、当該利用者に必要な措置を行うと共に、家族、居宅介護支援事業所等へ連絡を行うなど必要な措置を行います。
また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(2) 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちはあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待防止のために、必要な措置を講じます。

- (1) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (2) 苦情解決体制を整備しております。

9. 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶと考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意し必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時・時間・理由及び様態について記録を行います。また事業所として、身体拘束廃止の取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊 急 性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一 時 性 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

11. 秘密保持について

(1) 事業所及びサービス従事者は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者または、その家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

(2) 事業者は、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等に関する情報を提供できるものとします。

(3) 事業者は、利用者に関する情報を提供する際には、特別な場合を除いて本書をもって同意を得たものとして、利用者または利用者の家族の個人情報を用いることができるものとします。

12. 非常災害対策

・防災時の対応		別に定める防災応急計画に基づき自衛消防組織及び地域防災協力員により初動対応を行います。
・防災設備		消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設備・その他
・防災訓練		総合訓練(夜間想定を含む)は10月・3月、部分訓練は随時実施します。
・防火管理者		特別養護老人ホームみづほの里 生活相談員 樋口 智一

13. 苦情の受付について

(1) 苦情受付

当事業所に対する苦情やご苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

管 理 者 穂積 照雄 電話 0276-38-6344

生活相談員 玉城 満成

○受付時間 毎週月曜日 ～ 金曜日

8時15分 ～ 17時15分

第三者委員 高田喜久雄 ・ 上村賢司

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

○太田市役所介護サービス課

所 在 地 群馬県太田市浜町2-35

電話番号 0276-47-1856

FAX番号 0276-47-1889

受付時間 8時15分 ～ 17時15分

○群馬県国民健康保険団体連合会介護保険課 苦情処理相談窓口

所 在 地 群馬県前橋市元総社町335-8

電話番号 027-290-1323

FAX番号 027-255-5077

受付時間 8時15分 ～ 17時15分

サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービス内容や課題等について、第三者の視点から評価の有無。

実施状況	無	
------	---	--

14. 当法人の概要

第1種社会福祉事業				第2種社会福祉事業	
救護施設 太陽の家	設置経営	50		短期入所生活介護専用施設 4ヶ所	
特別養護老人ホーム 鶴生田園	設置経営	80		特別養護老人ホーム 大 泉 園	5
特別養護老人ホーム 大 泉 園	設置経営	80		特別養護老人ホーム 鶴生田園	15
特別養護老人ホーム みづほの里	設置経営	90		ショートステイ愛	38
特別養護老人ホーム ゆ う 愛	設置経営	29		ショーステイ八幡	43
特別養護老人ホーム ささら子の里	設置経営	70		サンライズさかいの短期入所生活介護	20
特別養護老人ホームサンライズさかい	設置経営	50		通所介護(デイサービスセンター) 6ヶ所	
ケアハウス たかちほ	設置経営	20		ゆう愛デイサービスセンター	60
ケアハウス さかいの	設置経営	20		大泉園デイサービスセンター	45
		489		みづほの里デイサービスセンター	40

公益事業		第2種社会福祉事業	
居宅介護支援 6ヶ所		西小泉デイサービスセンター愛	30
鶴生田園居宅介護支援事業所		デイサービスセンターぐるっぺ	50
大泉園居宅介護支援事業所		デイサービスセンター八幡	30
みづほの里居宅介護支援事業所		ソルナライフ	AM20 PM20
居宅介護支援事業所ぐるっぺ		認知症対応型通所介護(デイサービス)1ヶ所	
ゆう愛居宅介護支援事業所		デイサービスセンターnico	12
サービス付き高齢者住宅 1ヶ所	70	訪問介護(ホームヘルプステーション) 2ヶ所	
ぐるっぺ絆		みづほの里ホームヘルプステーション	
太田市地域包括支援センター(受託) 1ヶ所		鶴生田園出張所 (出張所3ヶ所)	
強戸・毛里田地域包括支援センター		大泉園出張所	
訪問入浴介護 1ヶ所		西小泉出張所	
みづほの里訪問入浴介護事業所		ヘルパーステーションぐるっぺ	
診療所 1ヶ所		小規模多機能型居宅介護 1ヶ所	
八幡クリニック		小規模多機能ホーム ゆう愛	25
認可外保育施設 1ヶ所		障がい者相談支援	
ささら子保育園		みづほの里障がい者相談支援事業所	

15. その他

介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより、利用時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出下さい。

なお、下記のホームページでご覧いただけます。

《 群馬県介護サービス情報の公表URL 》

<http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp>

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	
所在地	群馬県太田市牛沢町155-1
名称	みづほの里デイサービスセンター 印
説明者	所属 みづほの里デイサービスセンター
	氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け、内容について同意し、重要事項の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
代筆者	氏名	(続柄)
身元引受人 (代理人)	住所	
	氏名	印